

別紙

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件、積算基準及び共通仕様書の制定について（平成 31 年 4 月 16 日付け 30 林国経第 130 号経営企画課長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
別紙 1（略）	別紙 1（略）
別紙 2	別紙 2
国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準	国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準
第 1 章 積算基準	第 1 章 積算基準
第 1・第 2（略）	第 1・第 2（略）
第 3 間接事業費	第 3 間接事業費
間接事業費は、直接事業費以外の事業費及び経費であり、共通仮設費及び現場管理費に区分する。それぞれの構成する費用について積算するものとし、その内容は、次のとおりとする。	間接事業費は、直接事業費以外の事業費及び経費であり、共通仮設費及び現場管理費に区分する。それぞれの構成する費用について積算するものとし、その内容は、次のとおりとする。
3－1（略）	3－1（略）
3－1－1 算定方法	3－1－1 算定方法
共通仮設費の算定は、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとし、率計算による部分の算定は、対象額に共通仮設費率を乗じて得た額の範囲内とする。	共通仮設費の算定は、率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとし、率計算による部分の算定は、対象額に共通仮設費率を乗じて得た額の範囲内とする。
〔算定式〕	〔算定式〕
共通仮設費（率分）＝対象額×共通仮設費率	共通仮設費（率分）＝対象額×共通仮設費率
対象額＝直接事業費	対象額＝直接事業費

(1) 対象額が 600 万円以下の場合

共通仮設費率	<u>5.40%</u>
--------	--------------

(2) 対象額が 600 万円を超える場合

$$\text{共通仮設費率} = A \times (\text{対象額})^b$$

ただし、 A : 変数値 = 24.0

b : 変数値 = -0.0956

- ・ 小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

(注) ヘリコプターの飛行経費は対象額に含めない。

3-1-2 (略)

3-2 (略)

3-2-1 算定方法

現場管理費の算定は、純事業費に現場管理費率を乗じて得た額の範囲内とする。

[算定式]

現場管理費 = 純事業費 × 現場管理費率

純事業費 = 直接事業費 + 共通仮設費

現場管理費率	<u>34.0%</u>
--------	--------------

(注) ヘリコプターの飛行経費は純事業費に含めない。

3-2-2 (略)

第 4 一般管理費等及び消費税等相当額

4-1 (略)

4-1-1 算定方法

(新設)

共通仮設費率	<u>5.4%</u>
--------	-------------

(新設)

(注) ヘリコプターの飛行経費は対象額に含めない。

3-1-2 (略)

3-2 (略)

3-2-1 算定方法

現場管理費の算定は、純事業費に現場管理費率を乗じて得た額の範囲内とする。

[算定式]

現場管理費 = 純事業費 × 現場管理費率

純事業費 = 直接事業費 + 共通仮設費

現場管理費率	<u>25.0%</u>
--------	--------------

(注) ヘリコプターの飛行経費は純事業費に含めない。

3-2-2 (略)

第 4 一般管理費等及び消費税等相当額

4-1 (略)

4-1-1 算定方法

一般管理費等の算定は、事業原価に一般管理費等率を乗じて得た額の範囲内とする。

〔算定式〕

一般管理費等＝事業原価×一般管理費等率

事業原価＝純事業費＋現場管理費

(1) 事業原価が 500 万円以下の場合

一般管理費等率	<u>23.57%</u>
---------	---------------

(2) 事業原価が 500 万円を超える場合

一般管理費等率＝ $-4.97802 \times \text{Log 事業原価} + 56.92101$

・ 小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

(注) ヘリコプターの飛行経費は事業原価に含めない。

4－1－2 (略)

4－2 (略)

第 5・第 6 (略)

第 2 章 標準歩掛

第 1・第 2 (略)

第 3 捕獲事業標準歩掛

1 わなによる捕獲

(1)～(3) (略)

(4) 作業歩掛

① わな設置

一般管理費等の算定は、事業原価に一般管理費等率を乗じて得た額の範囲内とする。

〔算定式〕

一般管理費等＝事業原価×一般管理費等率

事業原価＝純事業費＋現場管理費

(新設)

一般管理費等率	<u>14.38%</u>
---------	---------------

(新設)

(注) ヘリコプターの飛行経費は事業原価に含めない。

4－1－2 (略)

4－2 (略)

第 5・第 6 (略)

第 2 章 標準歩掛

第 1・第 2 (略)

第 3 捕獲事業標準歩掛

1 わなによる捕獲

(1)～(3) (略)

(4) 作業歩掛

① わな設置

①-1 くくりわな設置

(10 基当り)

名 称	規格	単位	数 量			摘 要
			易	中	難	
従事者 B (特殊作業員)		人	<u>0.10</u>	<u>0.31</u>	<u>0.52</u>	
従事者 C (普通作業員)		人	<u>0.10</u>	<u>0.31</u>	<u>0.52</u>	
諸 雑 費 率		%	1			

(注) 1. (略)

2. 本歩掛は、わなの設置時間に対応した歩掛を使用するものとし、設置時間は、当該現地又は近傍類似の事例等を参考にする方法や、現地で試験的にわなを設置して時間を計測する方法など、適切な方法により決定するものとする。

- ・〈易〉設置が比較的容易な場所の 1 基当たり設置時間：5 分
- ・〈中〉標準的な場所の 1 基当たり設置時間：15 分
- ・〈難〉設置が比較的困難な場所の 1 基当たり設置時間：25 分

3. (略)

4. (略)

5. 撤去歩掛は、わなの設置時間に関わらず 0.10 人/10 基（1 基当たり撤去時間：5 分）とし、必要な場合に計上する。

6. (略)

①-2～②-2 (略)

③ 見回り・給餌

(略)

ア 数量 A (労務歩掛) 及び G (機械運転歩掛) の算出方法

(略)

A～E (略)

①-1 くくりわな設置

(10 基当り)

名 称	規格	単位	数 量			摘 要
			易	中	難	
従事者 B (特殊作業員)		人	<u>0.42</u>	<u>0.62</u>	<u>0.83</u>	
従事者 C (普通作業員)		人	<u>0.42</u>	<u>0.62</u>	<u>0.83</u>	
諸 雑 費 率		%	1			

(注) 1. (略)

2. 本歩掛は、わなの設置時間に対応した歩掛を使用するものとし、設置時間は、当該現地又は近傍類似の事例等を参考にする方法や、現地で試験的にわなを設置して時間を計測する方法など、適切な方法により決定するものとする。

- ・〈易〉設置が比較的容易な場所の 1 基当たり設置時間：20 分
- ・〈中〉標準的な場所の 1 基当たり設置時間：30 分
- ・〈難〉設置が比較的困難な場所の 1 基当たり設置時間：40 分

3. (略)

4. (略)

5. 撤去歩掛は、本歩掛（諸雑費率は除く）の 50%とし、必要な場合に計上する。

6. (略)

①-2～②-2 (略)

③ 見回り・給餌

(略)

ア 数量 A (労務歩掛) 及び G (機械運転歩掛) の算出方法

(略)

A～E (略)

F：見回り・給餌時間 くくりわな 0.08 h／箇所
くくりわな以外 0.25 h／箇所

G～I （略）

イ 餌の数量及び給餌回数は実状に応じ計上する。

【参考数量】

- ・くくりわな、小型囲いわな、箱わな、銃猟向けの給餌量は、1.5 kg／回・箇所
- ・中型囲いわな、大型囲いわな向けの給餌量は 10 kg／回・箇所

【計算例】

林道等走行距離（片道）が 20km、見回り・給餌箇所 （くくりわな以外） が 10 箇所の 1 回当り単価表を作成する場合
（略）

④ 個体処理

ア・イ （略）

④-1 林内埋設

（10 頭当たり）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B（特殊作業員）		人	<u>1.98</u>	
従事者 C（特殊作業員）		人	<u>1.98</u>	
諸 雑 費 率		%	1 (<u>4又は7</u>)	

（注）1. （略）

2. 諸雑費は、手袋、保定用具、止めさし用具等の費用とし、労務費の合計額に上表の率（1％）を乗じた金額を上限として計上する。ただし、銃器（装薬銃）による止めさしを指定する場合は、対象事業地で標準的に使用される銃弾の種類に応じて、労務費の合計額に上表の率（鉛製銃

F：見回り・給餌時間 0.25 h／箇所

G～I （略）

イ 餌の数量及び給餌回数は実状に応じ計上する。

【参考数量】

- ・くくりわな、小型囲いわな、箱わな、銃猟向けの給餌量は、1.5 kg／回・箇所
- ・中型囲いわな、大型囲いわな向けの給餌量は 10 kg／回・箇所

【計算例】

林道等走行距離（片道）が 20km、見回り・給餌箇所が 10 箇所の 1 回当り単価表を作成する場合
（略）

④ 個体処理

ア・イ （略）

④-1 林内埋設

（10 頭当たり）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B（特殊作業員）		人	<u>2.3</u>	
従事者 C（特殊作業員）		人	<u>2.3</u>	
諸 雑 費 率		%	1 (<u>8</u>)	

（注）1. （略）

2. 諸雑費は、手袋、保定用具、止めさし用具等の費用とし、労務費の合計額に上表の率（1％）を乗じた金額を上限として計上する。ただし、銃器（装薬銃）による止めさしを指定する場合は、労務費の合計額に上表の率（8％）を乗じた金額を上限として計上する。

弾4%又は銅製銃弾7%）を乗じた金額を上限として計上する。

④-2 集合理設

(10頭当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者B（特殊作業員）		人	<u>0.94</u>	
従事者C（特殊作業員）		人	<u>0.94</u>	
諸 雑 費 率		%	1 (<u>7又は13</u>)	

(注) 1. (略)

2. 諸雑費は、手袋、保定用具、止めさし用具等の費用とし、労務費の合計額に上表の率（1%）を乗じた金額を上限として計上する。ただし、銃器（装薬銃）による止めさしを指定する場合は、対象事業地で標準的に使用される銃弾の種類に応じて、労務費の合計額に上表の率（鉛製銃弾7%又は銅製銃弾13%）を乗じた金額を上限として計上する。

3. (略)

④-3 (略)

④-4 施設処理

(10頭当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者B（特殊作業員）		人	<u>0.63</u>	
従事者C（特殊作業員）		人	<u>0.63</u>	
諸 雑 費 率		%	1 (<u>10又は19</u>)	

(注) 1. (略)

2. 諸雑費は、手袋、保定用具、止めさし用具等の費用とし、労務費の合計額に上表の率（1%）を乗じた金額を上限として計上する。ただし、銃器（装薬銃）による止めさしを指定する場合は、対象事業地で標準的に使用される銃弾の種類に応じて、労務費の合計額に上表の率（鉛製銃

④-2 集合理設

(10頭当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者B（特殊作業員）		人	<u>1.3</u>	
従事者C（特殊作業員）		人	<u>1.3</u>	
諸 雑 費 率		%	1 (<u>13</u>)	

(注) 1. (略)

2. 諸雑費は、手袋、保定用具、止めさし用具等の費用とし、労務費の合計額に上表の率（1%）を乗じた金額を上限として計上する。ただし、銃器（装薬銃）による止めさしを指定する場合は、労務費の合計額に上表の率（13%）を乗じた金額を上限として計上する。

3. (略)

④-3 (略)

④-4 施設処理

(10頭当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者B（特殊作業員）		人	<u>0.94</u>	
従事者C（特殊作業員）		人	<u>0.94</u>	
諸 雑 費 率		%	1 (<u>18</u>)	

(注) 1. (略)

2. 諸雑費は、手袋、保定用具、止めさし用具等の費用とし、労務費の合計額に上表の率（1%）を乗じた金額を上限として計上する。ただし、銃器（装薬銃）による止めさしを指定する場合は、労務費の合計額に上表の率（18%）を乗じた金額を上限として計上する。

弾 10%又は銅製銃弾 19%）を乗じた金額を上限として計上する。

3. (略)

④-5 (略)

④-6 事業区域外運搬・処分

事業区域外の埋設穴にて集合埋設を実施する場合や、施設処理を実施する場合等に必要となる、事業区域外における個体の運搬費、処分（焼却等）費等は、見積りや資料等により直接事業費に計上する。

2 銃による捕獲

(1) ～ (3) (略)

(4) 作業歩掛

① 見回り・給餌

本歩掛は、誘引箇所への見回り・給餌作業であり、1 の(4)の③「見回り・給餌」（くくりわな以外）に準じる。

② (略)

③ 銃猟

③-1 誘引狙撃

(略)

(注) 1. ～ 4. (略)

5. 銃器（装薬銃）の損料は、対象事業地で標準的に使用される銃器の種類に応じて、次のとおり設定して計上する。

【散弾銃】610 円／日

【ライフル銃】720 円／日

6. ・ 7. (略)

3. (略)

④-5 (略)

④-6 事業区域外運搬・処分

事業区域外の埋設穴にて集合埋設を実施する場合や、施設処理を実施する場合等に必要となる、事業区域外における個体の運搬費、処分（焼却等）費等は、見積りや資料等により直接事業費に計上する。ただし、食肉利用を目的とした個体処理を行う場合は計上しない。

2 銃による捕獲

(1) ～ (3) (略)

(4) 作業歩掛

① 見回り・給餌

本歩掛は、誘引箇所への見回り・給餌作業であり、1 の(4)の③「見回り・給餌」に準じる。

② (略)

③ 銃猟

③-1 誘引狙撃

(略)

(注) 1. ～ 4. (略)

5. 銃器（装薬銃）の損料は、供用日当たり損料を設定して計上する。

【参考値】銃器の供用日当たり損料：488 円／日

6. ・ 7. (略)

③-2 忍び猟

(略)

(注) 1. ～5. (略)

6. 銃器(装薬銃)の損料は、対象事業地で標準的に使用される銃器の種類に応じて、次のとおり設定して計上する。

【散弾銃】610 円／日

【ライフル銃】720 円／日

7. (略)

④ (略)

第4 調査事業標準歩掛

1 カメラトラップ調査

(1)・(2) (略)

(3) 作業歩掛

① カメラトラップ調査

①-1 (略)

①-2 センサーカメラ見回り

(略)

数量A(労務歩掛)及びG(機械運転歩掛)の算出方法

(略)

A～E (略)

F: センサーカメラ見回り時間 0.08 h／箇所

G～I (略)

①-3 (略)

別紙3～別紙様式2 (略)

③-2 忍び猟

(略)

(注) 1. ～5. (略)

6. 銃器(装薬銃)の損料は、供用日当たり損料を設定して計上する。

【参考値】銃器の供用日当たり損料: 488 円／日

7. (略)

④ (略)

第4 調査事業標準歩掛

1 カメラトラップ調査

(1)・(2) (略)

(3) 作業歩掛

① カメラトラップ調査

①-1 (略)

①-2 センサーカメラ見回り

(略)

数量A(労務歩掛)及びG(機械運転歩掛)の算出方法

(略)

A～E (略)

F: センサーカメラ見回り時間 0.25 h／箇所

G～I (略)

①-3 (略)

別紙3～別紙様式2 (略)

附 則

本通知は、令和 7 年 1 月 7 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告又は随意契約に関する公示を行う事業から適用する。